

地域インフラ群再生戦略マネジメント 宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

本業務（1.(2)の業務名に示す業務をいう。以下同じ。）は、宇陀市、曾爾村、御杖村及び東吉野村（以下、「1市3村」という。）が管理する橋梁について、地域インフラ群再生戦略マネジメントの取組により、橋梁長寿命化修繕計画の策定・見直し、点検・診断、補修設計、補修工事の発注に係る発注者支援や施工監理を広域的かつ包括的に発注するものである。これらを包括的民間委託として発注することで、計画的に補修等を実施する予防保全型の維持管理への転換を目指し、もって、橋梁の健全性の回復とライフサイクルコストの低減、ならびに効率的・効果的な維持管理マネジメント体制を構築することを目的とする。また同時に、官民連携のもと自治体及び民間事業者における技術者の人材育成や技術力の向上を目的とする。

(2) 業務名

地域インフラ群再生戦略マネジメント 宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託

(3) 業務内容

本業務の対象は以下に示す業務とする。

なお、本業務は「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の取組の一環として行われる業務であり、1市3村が水平連携により業務を実施するものである。そのため、基本的な窓口・契約関係は宇陀市であるが、適宜、曾爾村、御杖村及び東吉野村との必要な調整を行うこと。

- ① 共通業務
- ② 計画更新業務
- ③ 橋梁定期点検業務
- ④ 補修設計業務
- ⑤ 発注者支援業務
- ⑥ 施工監理業務

(4) 業務期間

契約締結日から令和11年3月31日までとする。

なお、施工監理業務の対象となる工事が本業務の履行期限内に完了しない場合は、1市3村と業務受託者による協議のもと、本業務の変更等により、施工監理業務を継続することができるものとする。

2. 業務に要する費用（提案上限額）

総額 652,894,000円（税込み）とし、各年度の支払上限額は以下のとおりとする。

令和8年度	285,989,000円（税込み）
令和9年度	170,324,000円（税込み）
令和10年度	196,581,000円（税込み）

なお、本業務に参加する民間事業者（以下、「参加者」という。）の提案価格が、業

務に要する費用（提案上限額の総額及び各年度の支払上限額）を超過した場合は失格とする。

業務委託料の支払方法等に関しては、別紙1「業務委託料の支払いに関する事項」を参照すること。

3. 参加資格

参加者は単独又は企業グループとし、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。企業グループは2者以上で構成し、代表となる構成員（以下、「代表企業」という。）を1者定めること。

本プロポーザルに係る第一次審査書類及び第二次審査書類の提出者で契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。なお、企業グループによる参加の場合、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該構成員が受託する予定であった業務について、新たに参加資格の確認を受けた上で構成員の役割分担の変更を認める。

- (1) 令和8・9年度の宇陀市競争入札参加資格申請書（建設工事又は測量・建設コンサルタント等）を提出していること。
- (2) 宇陀市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領及び宇陀市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による更生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次の①から⑤までのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 奈良県内に本店又は支店を有する者であること。なお、企業グループで参加する場合は、少なくとも代表企業が満たすこと。
- (8) 建設コンサルタント登録「鋼構造及びコンクリート部門」を有している者であること。なお、企業グループで参加する場合は、少なくとも代表企業が満たすこと。

- (9) プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去 10 年間に於いて、国、特殊法人等（※）又は地方公共団体が発注した以下の全ての業務を元請けで受注した実績を有する者であること。なお、企業グループで参加する場合は、構成員のうちいずれか一者以上が満たせばよいものとする。

- ① 橋梁点検業務
- ② 橋梁長寿命化修繕計画の策定業務
- ③ 橋梁補修設計業務

※特殊法人等とは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第一条に示すものを指す。以下、同じ。

- (10) 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した CM 業務、PM 業務又は事業促進 PPP（※）を元請けで受注した又は、現在受注し業務を行っている実績（ただし、プロポーザル実施要領の公表日において 1 年以上）を有する者であること。なお、企業グループで参加する場合は、構成員のうちいずれか一者以上が満たせばよいものとする。
※参加資格確認における CM 業務、PM 業務、事業促進 PPP の定義は以下のとおりとする。

CM 業務	発注者の立場に立って、設計・発注・施工の各段階における工程管理、品質管理、コスト管理等のマネジメント業務の全部又は一部を行う業務
PM 業務	品質・コスト・工程・リスク等の相互に関連する要素を統合的に管理し、事業全体の目的を達成するために、計画から実施までを一貫して管理する業務
事業促進 PPP	事業全体計画の整理、測量・調査・設計業務の指導・調整、地元及び関係行政機関との協議、事業管理、施工監理、BIM/CIM 活用支援等のマネジメント業務

- (11) ①及び②の基準を満たす管理技術者を配置できること。

- ① 以下のいずれかの資格を有する者であること。
 - ア 技術士（総合技術管理部門：建設—鋼構造及びコンクリート）
 - イ 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）
 - ウ 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）で認定された技術管理者（登録部門：鋼構造物及びコンクリート）
 - エ RCCM（専門技術部門：鋼構造及びコンクリート）
 - オ 1 級土木施工管理技士
- ② 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した以下のいずれかの業務について、元請けで従事した経験を有する者であること。
 - ア CM 業務、PM 業務又は事業促進 PPP を、管理技術者又は担当技術者として従事した又は、プロポーザル実施要領の公表日時点において 1 年以上従事している経験
 - イ プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去 10 年間に於いて、橋梁長寿命化修繕計画の策定業務に管理技術者として従事した経験
 - ウ プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去 10 年間に於いて、橋梁点検業務に管理技術者として従事した経験
 - エ プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去 10 年間に於いて、橋梁補修設計業務に管理技術者として従事した経験
 - オ プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去 10 年間に於いて、橋梁の補修工事に主任技術者又は監理技術者として従事した経験

4. 質問の受付及び回答

本業務のプロポーザル実施要領及び要求水準書、その他関連する書類に関する質問を以下の日程で受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年4月21日（火）から令和8年4月30日（木）17時まで

(2) 提出方法

「13. 担当部署（提出・問合せ先）」に記載のメールアドレス宛に電子メールで質問書（様式第1号）を提出すること。なお、電話や来庁による質問等、規定の方法以外による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

令和8年5月15日（金）までに宇陀市ホームページに回答を公表する。

5. 提出書類の作成及び提出

(1) 第一次審査書類の提出

① 参加表明書（様式第2号）原本1部

② 実施体制各種調書 原本1部、副本2部

ア 企業グループ構成表（様式第3号）※企業グループで参加する場合のみ

イ 会社概要（様式第4号）

ウ 企業グループに関する委任状（様式第5号）※企業グループで参加する場合のみ

エ 企業の参加資格確認表（様式第6号）

オ 業務実績調書（様式第7号）

カ 管理技術者の経歴及び実績等調書（様式第8号）

キ 業務責任者の経歴及び実績等調書（様式第9号）

ク 再委託調書（様式第10号）※再委託する場合のみ

③ 提出期限等

ア 提出期限：令和8年5月22日（金）17時まで（必着）

イ 提出場所：宇陀市役所建設部建設課

ウ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(2) 第二次審査書類の提出

① 企画提案書提出届（様式第12号）原本1部

② 企画提案書各種調書 原本1部、副本15部

ア 一般事項に関する提案（様式第13号）

イ 特定テーマに関する提案(1)（様式第14号）

ウ 特定テーマに関する提案(2)（様式第15号）

エ 価格提案書（様式第16号）

オ 参考見積額総括表（様式第17号）

カ 費用内訳書（任意様式）

③ 提出期限等

ア 提出期限：令和8年6月12日（金）17時まで（必着）

イ 提出場所：宇陀市役所建設部建設課

ウ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(3) 様式

「様式集」を参照すること。

(4) 記載上の留意事項

- ① 企画提案書の提出は、参加者で1提案のみとする。
- ② 提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

6. 審査方法

審査は、発注者が選定した審査委員会が「8. 審査の基準及び配点」に示す評価基準に従って次のように実施する。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格要件を満たす者の中から、提出された実施体制各種調書を下記8(1)で示す評価基準に基づいて評価し、第一次審査の評価の合計点が高い順に原則上位4者を選定する。同点で並んだ場合は、実施体制（地域精通度）の評価が高い者を優先する。再度同点で並んだ場合は、企業の実績（橋梁・道路業務のマネジメント）の評価が高い者を優先する。ただし、プロポーザルの参加者が4者以下である場合は、第一次審査を省略する。

なお、第一次審査の評価点は第一次審査のみに用いるものとし、第二次審査の評価点には加算しない。

(2) 第二次審査（書類審査及びヒアリングによる企画提案審査）

第一次審査により選定された者に対し、企画提案についての書類審査及びヒアリングを実施し、下記8(2)(3)(4)で示す評価基準及び提案価格に基づいて評価する。なお、第二次審査の評価の合計点が最も高い者を、受託候補者として選定する。同点で並んだ場合は、下記8(2)一般事項に関する評価及び(3)特定テーマに関する評価の合計点が高い者を優先する。

(3) 審査結果の通知

① 第一次審査

審査結果は、第一次審査に参加した単独企業又は企業グループの代表企業に対して、書面により通知する。なお、第一次審査にて選定された者のみ、ヒアリングの実施について通知する。

② 第二次審査

審査結果は、第二次審査に参加した単独企業又は企業グループの代表企業に対して、プロポーザル審査結果通知書により通知する。

7. 企画提案内容

(1) 一般事項に関する提案

業務実施方針、業務実施体制、業務実施フロー、工程計画等の業務実施にあたっての基本的な考え方等について提案し、確実に業務が遂行できる組織体制や取り組みについて提案すること。

(2) 特定テーマに対する提案

本業務は1市3村が有する橋梁の維持管理業務を包括的に実施する「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」業務である。「群マネ」「維持管理業務の包括的民間委託」の特徴を活かし、以下についてそれぞれ具体的に提案すること。

- ① メンテナンスサイクル全体に資する工期短縮及びコスト縮減の実現方法
- ② ①を確実に実現するための業務マネジメント手法

8. 審査の基準及び配点

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査する。

(1) 第一次審査：20点

以下の①～④に示す評価基準により評価点を付与する。

① 企業の実績（橋梁・道路業務のマネジメント）（様式第7号）

応募する単独企業又は企業グループの構成員のうちいずれか一者が、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したCM業務、PM業務又は事業促進PPPを元請けで受注した又は、現在受注し業務を行っている実績（ただし、プロポーザル実施要領の公表日において1年以上）。

評価基準	評価点
実績として示す業務に、橋梁又は道路のどちらかの維持管理に関する業務が含まれている	6点
実績として示す業務に、橋梁又は道路のどちらかを対象とした業務が含まれている	4点
実績として示す業務に橋梁、道路のいずれに関する業務も含まれていない	0点

② 実施体制（地域精通度）（様式第7号）

以下に示す評価基準に従って評価点を付与する。

評価基準	評価点
単独企業又は構成企業のうち1者が、1市3村における受注実績※のうち①②③全てを有する	6点
単独企業又は構成企業のうち1者が、1市3村における受注実績※のうち①②③のうち2種類を有する	4点
単独企業又は構成企業のうち1者が、1市3村における受注実績※のうち①②③のうち1種類を有する	2点
単独企業又は構成企業のうち1者が、1市3村における受注実績※を有しない	0点

※受注実績は以下に示す通りとする。

プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間において、1市3村のいずれかが発注した以下の業務を元請けで受注した実績。「奈良モデル」として奈良県が発注した業務で、1市3村の橋梁を対象とした業務実績も含むものとする。

- ①橋梁点検業務
- ②橋梁長寿命化修繕計画の策定業務
- ③橋梁補修設計業務

③ 管理技術者の業務経験（様式第8号）

配置する管理技術者が、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した以下の業務について、元請け業務における管理技術者（アにおいては担当技術者も含む、また、オにおいては主任技術者又は監理技術者）として従事した経験。

- ア CM業務、PM業務又は事業促進PPPに、管理技術者又は担当技術者として従事した又はプロポーザル実施要領の公表日時点において1年以上従事している経験
- イ プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間に於いて、橋梁長寿命化修繕計画の策定業務を管理技術者として従事した経験
- ウ プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間に於いて、橋梁点検業務を管理技術者として従事した経験
- エ プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間に於いて、橋梁補修設計業務を管理技術者として従事した経験
- オ プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間に於いて、橋梁の補修工事を主任技術者又は監理技術者として従事した経験

評価基準	評価点
ア～オのうちいずれか4種類以上の実績を有する	4点
ア～オのうちいずれか3種類の実績を有する	3点
ア～オのうちいずれか2種類の実績を有する	1点
ア～オのうちいずれか1種類の実績を有する	0点

④ 業務責任者の業務経験（様式第9号）

配置する業務責任者が、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した以下の業務について、元請け業務における管理技術者（アにおいては担当技術者も含む。また、オにおいては主任技術者又は監理技術者）として従事した経験。

なお、業務責任者とは、計画更新業務責任者、橋梁定期点検業務責任者、補修設計業務責任者、発注者支援業務責任者、施工監理業務責任者を指し、最も評価点が高い者1名を評価する。

- ア CM業務、PM業務又は事業促進PPPに、管理技術者又は担当技術者として従事した又はプロポーザル実施要領の公表日時点において1年以上従事している経験
- イ プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間に於いて、橋梁長寿命化修繕計画の策定業務を管理技術者として従事した経験
- ウ プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間に於いて、橋梁点検業務を管理技術者として従事した経験
- エ プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間に於いて、橋梁補修設計業務を管理技術者として従事した経験
- オ プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間に於いて、橋梁の補修工事を主任技術者又は監理技術者として従事した経験

評価基準	評価点
ア～オのうちいずれか4種類以上の実績を有する	4点
ア～オのうちいずれか3種類の実績を有する	3点
ア～オのうちいずれか2種類の実績を有する	1点
ア～オのうちいずれか1種類の実績を有する	0点

(2) 第二次審査：一般事項に関する評価（様式第13号） 60点／200点

業務実施方針、業務実施体制、業務実施フロー、工程計画等について、業務理解度、提案内容の具体性、提案内容の実現性の観点から審査委員がA、B、C、D、Eの5段階で評価を行い、各評価の配点に評価係数を乗じて評価点を算出する。

評価項目	評価の観点	配点
業務実施方針、業務実施体制、業務実施フロー、工程計画等	業務理解度	30点
	提案内容の具体性	15点
	提案内容の実現性	15点
合計		60点

評価	評価基準	評価係数
A	特に優れている	1.00
B	優れている	0.75
C	BとDの中間程度である	0.50
D	標準	0.25
E	劣っている	0.00

(3) 第二次審査：特定テーマに関する評価（様式14-15）120点（各テーマ60点）／200点

各特定テーマに対し、テーマ理解度、提案内容の具体性、提案内容の実現性、解決力、新規性の観点から審査委員がA、B、C、D、Eの5段階評価で採点を行い、各評価の配点に評価係数を乗じて評価点を算出する。

評価項目	評価の観点	配点
特定テーマ①	テーマ理解度	15点
	提案内容の具体性	10点
	提案内容の実現性	15点
	解決力	15点
	新規性	5点
	小計	60点
特定テーマ②	テーマ理解度	15点
	提案内容の具体性	15点
	提案内容の実現性	15点
	解決力	10点
	新規性	5点
	小計	60点
合計		120点

評価	評価基準	評価係数
A	特に優れている	1.00
B	優れている	0.75
C	BとDの中間程度である	0.50
D	標準	0.25
E	劣っている	0.00

- (4) 第二次審査：提案価格に関する評価（様式第 15-16 号）20 点/200 点
以下の算式により算出した値について、小数点以下第 3 位を四捨五入した値を評価点とする。
- $$\text{評価点} = (\text{最低提案価格※} \div \text{当該提案価格}) \times 20$$
- ※最低提案価格：提案者が提案する価格のうち最低額であった価格

9. 日程

内容	日程
プロポーザル実施要領等の公表	令和 8 年 4 月 21 日（火）
質問の受付締め切り	令和 8 年 4 月 30 日（木）17 時まで
質問回答	令和 8 年 5 月 15 日（金）
第 1 次審査書類の受付締め切り	令和 8 年 5 月 22 日（金）17 時まで
第 1 次審査結果通知	令和 8 年 5 月 29 日（金）
第 2 次審査書類の受付締め切り	令和 8 年 6 月 12 日（金）17 時まで
受託候補者の選定結果通知	令和 8 年 6 月下旬
契約締結	令和 8 年 7 月上旬

10. 失格事項

本プロポーザルの提出者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 企画提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 企画提案書等提出期限後に価格提案書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリングに出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 提案価格が、2. 業務に要する費用（提案上限額）を超過したもの

11. 契約

受託候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、選定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 企画提案書において、企業名が特定できるような記載やロゴの掲載を行わないこと。
- (4) 提出書類は返却しないと同時に、提出者の選定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

- (6) 「管理技術者の経歴及び実績等調書（様式第8号）」及び「業務責任者の経歴及び実績等調書（様式第9号）」に記載した配置予定の管理技術者及び業務責任者について、やむを得ない理由により変更する場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 宇陀市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となるが、参加者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (8) 第一次審査書類の提出以降、第二次審査書類提出締切日まで随時プロポーザルへの参加を辞退することができる。なお、参加者が参加を辞退する場合は、第二次審査書類提出締切日必着で、辞退届（様式第11号）を1部、持参又は郵送で提出すること。その他の方法による提出は認めないものとする。

13. 担当部署（提出・問合せ先）

宇陀市役所建設部建設課 担当 花本 森川
宇陀市榛原下井足17番地の3 TEL 0745-82-5638（直通）
Mail kensetu@city.uda.lg.jp

【別紙1】業務委託料の支払いに関する事項

1. 基本事項

業務委託料は本業務の実施に係る費用として業務受託者が提案した金額とし、業務委託料の構成及び支払方法は下表のとおりとする。

なお、本業務は道路メンテナンス事業補助(国庫補助金)の活用を予定しているため、交付申請及び交付決定の過程を経てから各年度の年度協定を締結し、各年度の業務委託料を決定するものとする。

項目	支払方法	支払時期
共通業務に係る費用	年度(完成)払 ※各年度において前金払・部分払を任意で認める	各年度末 (前払い・部分払いは別途定める)
計画更新業務に係る費用		
橋梁定期点検業務に係る費用		
補修設計業務に係る費用		
発注者支援業務に係る費用		
施工監理業務に係る費用		

2. 業務委託料の算定方法

宇陀市は、各業務に係る費用として年度協定に定める金額を、毎年度末に支払うものとする。

業務受託者は各年度の業務委託料に関して、前払金及び部分払を宇陀市に請求できるものとする。各支払分類における支払時期、支払回数、業務委託料の算定方法は下表のとおりとする。

支払分類	支払時期	支払回数	業務委託料の算定方法
前払金	業務受託者の請求による	年度協定毎に各1回	当該年度に係る業務委託料の10分の3以内の金額
部分払	業務受託者の請求による	年度協定毎に各3回まで	部分払金の額 \leq 当該年度に係る業務委託料相当額 \times (9/10-当該年度の前払金額/当該年度に係る業務委託料) ※部分払の支払があった後、再度部分払の請求をする場合において、「当該年度に係る業務委託料相当額」とあるのは、「当該年度の業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。
年度(完成)払	毎年度末(業務完成時)	年度協定毎に各1回	当該年度に係る業務委託料から前払金及び部分払額の累計を差し引いた額

3. 支払手続き

(1) 前払金

業務受託者は、保証事業会社と、業務完了の時期（最終年度以外の年度にあつては、各年度末）を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を宇陀市に寄託して、当該年度に係る業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を宇陀市に請求することができる。

宇陀市は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払うものとする。

(2) 部分払

業務受託者は、各年度の業務の完了前に、業務受託者が当該年度において既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、この請求は、年度協定毎に各3回を超えることができない。

業務受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を宇陀市に請求しなければならない。

1市3村は、当該請求を受けた日から10日以内に検査を行い、当該確認の結果を業務受託者に通知するものとする。この場合において、検査に直接要する費用は業務受託者の負担とする。

業務受託者は、「2. 業務委託料の算定方法」の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合において、宇陀市は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払うものとする。

(3) 年度(完成)払

業務受託者は、各年度に行った業務について、対象期間に係る年度業務報告書をもって1市3村に報告する。1市3村は当該報告を受けてから速やかに報告内容を確認するものとし、宇陀市は業務受託者に確認結果を通知する。

業務受託者は確認結果を受領後、業務委託料の支払を請求するものとし、宇陀市は請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。